

計画の推進体制

施策の方向性(1) 推進体制の整備

具体的施策	1 庁内推進体制の充実・連携の強化		企画課
内容	「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画推進幹事会」の会議を定期的を開催し、実施状況等を確認・協議することで、計画を全庁的・総合的に推進していくための体制の充実及び連携の強化を図ります。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画推進本部」「男女共同参画推進幹事会」とも1回ずつ開催した。内容は、男女共同参画計画後期計画（平成21～25年度）の平成25年度実施状況の確認、協議であった。 推進本部会議や推進幹事会の開催に先立って、全庁的に実施状況の振り返りを行っている。 	B
	27年度	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画推進本部」「男女共同参画推進幹事会」を1回ずつ開催した。内容は、第2次男女共同参画計画（平成26～35年度）の平成26年度実施状況の確認、協議であった。 推進本部会議や推進幹事会の開催にあたり、全庁的に実施状況の振り返りを行っている。 	B
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	<ul style="list-style-type: none"> 今後も推進本部会議、推進幹事会を開催し、男女共同参画の取り組みを全庁で推進する。 会議の場を利用してDV相談窓口の周知や審議会等委員への女性登用の推進を図るなど、連携を強化していく必要がある。 	

計画の推進体制

施策の方向性(1) 推進体制の整備

具体的施策	2 男女共同参画計画の推進		全庁
内容	毎年度、計画に基づく各施策の評価や実施状況の把握を行い、「男女共同参画社会推進審議会」に報告するとともに、審議会での意見を各施策に反映することで、さらなる計画の推進を図ります。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画計画後期計画（平成21～25年度）の平成25年度実施状況の確認を行い、報告書を作成し「男女共同参画社会推進審議会」に報告した。 第2次計画に基づき、各担当課において施策に取り組んだ。 	B
	27年度	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画（平成26～35年度）の平成26年度実施状況の確認を行い、報告書を作成し「男女共同参画社会推進審議会」に報告した。 第2次計画に基づき、各担当課において施策に取り組んだ。 	B
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	<ul style="list-style-type: none"> 継続して、施策の実施状況の確認、審議会への報告を行っていく。 審議会での意見を踏まえ全庁で計画の推進を図っていく。 	

計画の推進体制

施策の方向性(1) 推進体制の整備

具体的施策	3 男女共同参画推進のための活動拠点の検討	企画課	
内容	既存施設を活用しながら、男女共同参画を推進するための拠点確保について検討します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	平成24年度から、人権教育啓発センターの一室をコミュニティルームとし、男女共同参画に取り組む団体等が利用できるよう整備している。	B
	27年度	男女共同参画に取り組む団体等の活動の拠点として利用できるよう、引き続き人権教育啓発センター内にコミュニティルームを設置している。	B
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	利用状況や利用団体の意見などを踏まえ、拠点のあり方について検討していく。	

計画の推進体制

施策の方向性(1) 推進体制の整備

具体的施策	4 男女共同参画社会推進審議会の設置		企画課
内容	市の諮問に応じて審議会より答申を受けるとともに、計画の実施状況について出された意見を踏まえ男女共同参画に関する施策の推進を図るため、審議会を設置します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	審議会を1回開催した。内容は、男女共同参画計画後期計画（平成21～25年度）の平成25年度実施状況報告について。	A
	27年度	審議会を1回開催した。内容は、第2次男女共同参画計画（平成26～35年度）の平成26年度実施状況報告について。	A
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	今後も審議会から意見を伺い、各施策に反映していけるよう努める。	

計画の推進体制

施策の方向性(1) 推進体制の整備

具体的施策	5 男女共同参画の視点に立った刊行物ガイドライン作成	企画課	
内容	市及び関係機関が発行する刊行物に関して、固定的な性別役割分担意識にとられない表現を行うための指標として作成したガイドラインについて、情報収集を行いながら、必要に応じて改訂を検討します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	平成20年度企画課作成以降、指標やガイドラインの改訂は行っていない。	D
	27年度	平成20年度企画課作成以降、ガイドラインの改訂は行っていない。	D
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	情報収集を行い、内容について関係課と協議していく。	

計画の推進体制

施策の方向性(1) 推進体制の整備

具体的施策	5 男女共同参画の視点に立った刊行物ガイドライン作成	総務課	
内容	市及び関係機関が発行する刊行物に関して、固定的な性別役割分担意識にとられない表現を行うための指標として作成したガイドラインについて、情報収集を行いながら、必要に応じて改訂を検討します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	平成20年度企画課作成後、指標、ガイドラインの改定は行っていない。	D
	27年度	平成20年度企画課作成後、指標、ガイドラインの改定は行っていない。	D
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	情報収集を行い、必要に応じて関係課との協議を行っていく。	

計画の推進体制

施策の方向性(1) 推進体制の整備

具体的施策	6 男女共同参画担当部署の強化・充実		企画課
内容	男女共同参画推進政策を総合的に推進していくため、推進体制の強化・充実を図ります。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	平成18年度から変更はなく、継続した推進体制をとっている。	B
	27年度	昨年度から変更はなく、継続した推進体制をとっている。	B
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	全庁的な組織効率化、組織機構を検討する中で、男女共同参画担当部署の位置づけを明確にしていく。	

計画の推進体制

施策の方向性(1) 推進体制の整備

具体的施策	7 苦情処理機関の効果的な運用		企画課
内容	苦情処理機関として設置している「男女共同参画推進委員」の周知を行いながら、男女共同参画施策等に関する市民からの苦情を適切に処理します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理委員（男女共同参画推進委員）を設置し、弁護士2人に委嘱している。 ・平成26年度の苦情案件は0件だった。 	A
	27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理委員（男女共同参画推進委員）を設置し、弁護士2人に委嘱している。 ・平成27年度の苦情案件は0件だった。 	A
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	今後も市民に対し、苦情処理機関の周知を行っていく。	

計画の推進体制

施策の方向性(1) 推進体制の整備

具体的施策	8 市職員の男女共同参画に対する意識の向上	企画課	
内容	計画の実施状況報告作業や職員研修などを通じて、男女共同参画に関する啓発等を行い、職員の意識向上を図ります。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画計画の実施状況を各課で振り返り、実施状況報告を作成する中で、意識の向上を図った。 県男女共同参画センター「あすばる」が開催する「行政職員のための男女共同参画セミナー」や、市の男女共同参画セミナーについて案内し、参加を促した。 	B
	27年度	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画計画の実施状況を各課で振り返り、実施状況報告を作成する中で、意識の向上を図った。 県男女共同参画センター「あすばる」が開催する「行政職員のための男女共同参画セミナー」や、市の男女共同参画セミナーについて案内し、参加を促した。 	B
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	「あすばる」や市の男女共同参画セミナーなどの男女共同参画に関する研修への積極的な参加を促す。	

計画の推進体制

施策の方向性(1) 推進体制の整備

具体的施策	8 市職員の男女共同参画に対する意識の向上	人事秘書課	
内容	計画の実施状況報告作業や職員研修などを通じて、男女共同参画に関する啓発等を行い、職員の意識向上を図ります。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	次世代育成行動計画に基づき、毎週水曜日をノー残業デーと定め、次世代育成を目的のひとつとして取り組んだ。エコ・オフィス実施と兼ねて職場巡回を行い、職員の定時退庁を促した。	B
	27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小郡市職員次世代育成支援行動計画後期計画に基づき、毎週水曜日をノー残業デーと定め、次世代育成を目的のひとつとして取り組んだ。エコ・オフィス実施と兼ねて職場巡回を行い、職員の定時退庁を促した。 ・管理職及び係長級を対象にハラスメント研修を行い、ハラスメントを防ぐ環境づくりに努めた。 	B
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	今後も、ノー残業デー、職員研修等を継続して行う。	

計画の推進体制

施策の方向性(2) 市民と協働して進めるまちづくり

具体的施策	1 市民意識調査の実施		企画課
内容	男女共同参画に関する意識調査を行い、市民の意識や行政に対する要望を把握し、政策に反映させます。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	平成26年度は市民意識調査を実施していない。	D
	27年度	平成27年度は市民意識調査を実施していない。	D
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	第2次男女共同参画計画の見直しの際など、必要に応じ意識調査を実施し、市民の意識や要望を把握していく。	

計画の推進体制

施策の方向性(2) 市民と協働して進めるまちづくり

具体的施策	2 市民からの意見の聴取	全庁	
内容	重要な計画を策定する際にパブリック・コメントを実施するなど、市民からの意見を広く取り入れながら、計画を推進・策定します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<p>計画策定の際にパブリック・コメントを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画 ・ 小郡市協働のまちづくり実施計画 ・ 第三次小郡市子どもの読書活動推進計画 ・ 小郡市スポーツ推進基本計画 ・ 小郡市地域福祉計画 ・ 第4期小郡市障害福祉計画 ・ 小郡市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ・ 小郡市子ども・子育て支援事業計画（第1期） ・ 小郡市食料・農業・農村基本計画 	B
	27年度	<p>以下の計画策定の際にパブリック・コメントを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次小郡市総合振興計画後期基本計画 ・ 小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 	B
	28年度		
	29年度		
30年度			
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して、市民からの意見を広く取り入れながら、計画を策定していく。 ・ パブリック・コメント実施に際し、より多くの市民から意見を聴取できるよう、周知方法などを工夫していく。 	

計画の推進体制

施策の方向性(2) 市民と協働して進めるまちづくり

具体的施策	3 審議会等への市民の積極的登用の推進	全庁	
内容	市の施策に、性別に関わりなく市民の声を反映できるよう、審議会等への公募等による市民の登用を推進します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	以下の審議会等で新たに公募委員を登用した。 <ul style="list-style-type: none"> ・小郡市総合振興計画審議会 ・小郡市社会教育委員 ・小郡市公民館運営審議会 ・小郡市景観審議会 	B
	27年度	以下の審議会等で委員を募集し、市民を登用した。 <ul style="list-style-type: none"> ・小郡市図書館協議会 ・小郡市子どもの読書活動推進計画策定委員会 ・小郡市公共施設等総合管理計画審議会 ・小郡市食料・農業・農村政策審議会 ・小郡市男女共同参画社会推進審議会 ・小郡市地域福祉計画策定委員会 	B
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性を求められる審議会等、市民の登用が難しいものもある。 ・幅広い分野において市民の登用につながるよう、規定の改正等も含め、さらに推進していく必要がある。 	

計画の推進体制

施策の方向性(2) 市民と協働して進めるまちづくり

具体的施策	4 男女共同参画のまちづくりの推進		企画課
内容	市民との協働によるまちづくりにおいて男女共同参画の視点を取り入れ、地域の関係団体との連携強化や、さまざまな分野における男女共同参画のまちづくりを推進します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	おごおり女性協議会に対し、審議会等への委員推薦依頼を行うなど、連携して取り組んだ。	C
	27年度	おごおり女性協議会に対し、審議会等への委員推薦依頼や「行政区（自治会）における男女共同参画推進状況調査」に関する活動支援など、連携して取り組んだ。	C
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・おごおり女性協議会とは、引き続き協力して取り組む。 ・連携する地域団体を広げていく必要がある。 	

計画の推進体制

施策の方向性(2) 市民と協働して進めるまちづくり

具体的施策	4 男女共同参画のまちづくりの推進		協働推進課
内容	市民との協働によるまちづくりに関して男女共同参画の視点を取り入れ、地域の関係団体との連携強化や、さまざまな分野における男女共同参画のまちづくりを推進します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会として男女共同参画セミナーへの参加（案内送付） ・ おごおり女性協議会が実施する自治会における女性の登用状況アンケートへの協力 ・ 協働のまちづくり協議会における女性の参画 	B
	27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会として男女共同参画セミナーへの参加（案内送付） ・ 各区長へおごおり女性協議会が実施する「行政区（自治会）における男女協働参画推進状況調査」地域づくりワークショップへの参加（案内送付） ・ 協働のまちづくり協議会における女性の参画促進の呼びかけ 	B
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	充実	各小学校区における協働のまちづくり組織への女性の参画を促していく。	